川崎医療福祉大学　不正防止計画

令和５年度　医療福祉研究センター

項　目	目　　標	考えられる 不正発生の要因	不正発生の要因への対応計画	所管
第1節 機関内の責任体系の明確化	機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表する。	・機関内の運営・管理に関わる責任者などの責任体制に対する意識の低下。	・不正防止対策の基本方針として「川崎医療福祉大学における研究者等の行動規範」を策定し、公表する。 ・本学の管理運営体制について公表し、各責任者の役割を明確にするとともに、当該職務についての要請を行う。 ・最高管理責任者のガバナンスのもと、研究者等に対して「不正防止計画」に基づくコンプライアンス教育及び啓発活動を継続的に実施する。 ・関連する規程の見直しを必要に応じて行う。 ・通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行う窓口（医療福祉研究センター及び事務部庶務課）について、周知徹底を図る。	庶務課
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	適正な運営・管理に対する理解と不正防止に対する高い意識を持った組織風土を形成する。	・コンプライアンスに対する意識の低下。 ・ルールの不徹底及び理解の低下。 ・事務処理に関する権限と責任の意識の低下。	・コンプライアンス教育の目的を明確にしたうえで定期的に実施し、未受講者に対してはコンプライアンス推進副責任者を通して指導する。 ・研究倫理教育の内容に関して、統括管理責任者主導のもと内容を適宜見直す。 ・行動規範をホームページに公開し、組織構成員の意識向上を図る。 ・機関としてのルールを明確に定め、規程及び手続きフローとともに研究者に公開する。 ・ルールと運用の実態が乖離していないか適宜確認し、必要に応じて見直しを行う。 ・誓約書の提出を求める。	庶務課
第3節 不正を発生させる要因の把握と「不正防止計画」の策定・実施	不正を発生させる要因を把握し、具体的な「不正防止計画」を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。	・コンプライアンスに対する意識の低下。 ・不正発生要因の検証とフォローアップの不足。	・コンプライアンス教育を定期的に実施し受講状況を確認するとともに、アンケート結果等から潜在的な不正発生要因等の掘り起こしを行う。 ・不正防止に関する取組みについて、内部監査結果等実施に対する問題点把握及び改善案の提案を行うワーキンググループ（以下「WG」という。）が、学園常勤監事からの意見を踏まえ、医療福祉研究委員会に改善案の提案を行い、当該委員会が「不正防止計画」に反映させる。	庶務課 経理部

項　目	目　　標	考えられる 不正発生の要因	不正発生の要因への対応計画	所管
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	「不正防止計画」を踏まえ、適正な予算執行を行う。 業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉とらえられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが機能するシステムを構築し、管理する。	・コンプライアンスに対する意識の低下。 ・運用体制と研究の実態の乖離。 ・発注・納品・検収ルールの不徹底及び理解不足。 ・検収体制の形骸化。	・予算執行状況を随時把握できるシステムを活用し適宜モニタリングを行い、適正かつ計画的な執行を促す。 ・執行に関する相談窓口を周知し、適切なサポートを行う。 ・執行に関する各種フローを公開し、運用体制や担当部署、権限等を明確に示す。 ・発注権限を有する購買部とルールの共有を図るとともに、研究者に対して集中購買方式について周知する。 ・納品・検収に関してのルールを取引業者へ周知徹底し、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。 ・納品検収担当者による第三者チェックが有効に機能する納品・検収体制を構築する。 ・役務に関する検収ルールを定め運用し、必要に応じて見直しを行う。	庶務課 経理部 購買部
第５節 情報発信・共有化の推進	実効性のある体制整備に資するための情報を積極的に公開し、広く情報共有を行うことで、公的研究費に対する社会の理解と支援を得る。	・機関内における情報や認識の共有不足。 ・公的研究費に関する情報公開の不足。	・学内専用サイトを活用し、機関内での情報共有を行う。 ・機関の不正防止に対する考え方や方針を全学教員会議、研修会等において研究者に示すとともに、社会への説明責任を果たすため、ホームページに公表する。	庶務課 購買部
第６節 モニタリングの在り方	不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。 また、これらに加え、機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。	・リスクアプローチ監査の検証不足。	・リスクアプローチに基づく内部監査を行う。 ・内部監査における確認項目を作成し、あらかじめ監査人に対して説明を行うことで、監査の質を一定に保つ。 ・内部監査において、全監査対象者にヒアリングを実施し、具体的かつ実効性のある監査体制の構築に努める。 ・内部監査において、公認会計士による監査を実施する。 ・内部監査結果等をWGで検証し、学園常勤監事へ検証結果報告後いただいた意見をもとに、WGで改善案の提案を行う。 ・内部監査結果は、医療福祉研究委員会から最高管理責任者に報告のうえ、監査対象者及び所属長であるコンプライアンス副責任者に通知するとともに、とりまとめの上、学内専用サイトに掲載する。	庶務課 経理部